

平成28年度

1. 定款変更の認可
2. 評議員選任・解任委員会のメンバーを選任する
3. 評議員の候補者を、評議員選任・解任委員会に推薦する
4. 評議員選任・解任委員会が評議員を選任する
5. それまでの評議員は任期満了で3月31日退職
6. 新評議員会が4月1日からスタート

平成29年度

1. 制度改革前最後の理事会 (決算、事業報告、経理規程改正等)
2. この理事会で、新制度の理事、監事の推薦を評議員会に送る
3. 理事会から中14日以上あけてから、新定時評議員会を開催する
4. 決算、役員報酬規程等の承認
5. 理事、監事の選任
6. 定時評議員会の選任を受け、新理事による理事会開催
7. 新理事長を選出
8. 6月末までに、「資産変更登記」
9. 新理事長就任後2週間以内に、「代表者変更登記」
10. 福祉医療機構ネットに情報公開、「充実残額計算、充実計画の策定」公開

今後の予定

「租税特別措置法定款」は、評議員の役割に、予算や事業計画まで含まれるため、各理事会で予算を決めるごとに評議員会も集まり承認しなければならない。

全員合意のもと、書面・メール等により評議員会の開催もあり得ます。

一般定款（厚生労働省が案として公表している）は、年1回の定時評議員会でも可能です。

理事、監事の任期は2年なので、2年ごとに定時評議員会後の理事会で理事長を選出する必要があります。

選任・解任の三すくみ

(理事・監事)	評議員会で選任される
(評議員)	評議員選任・解任委員会で選任される
(評議員選任・解任委員会)	理事会で選任される

委 嘱 状

以前のように、理事長が理事、監事を委嘱するのではなく、それぞれの役員が各機関から選任されるため、**理事長の委嘱状は不要であり、法人との委任契約となる。**以前と同様に、**理事長宛の就任承諾書はいずれの役員も必要です。**

任 期 期 間

本年度だけ評議員選任・解任委員評議員は平成28年度内のスタート、評議員は4月1日からのスタートですが、今後は定時評議員会から定時評議員会までとなります。

理事、監事は2年、評議員は4年以上、評議員選任・解任委員は制限はありません。

中14日以上の周知期間

決算理事会から定時評議員会までの間、中14日をおこななければなりません。

新理事会は同日召集

定時評議員会で選任された理事による理事会（理事長の選出）は同日でかまいません。（同日にしないと理事長の空白が生まれます。）

Point

- ① 決算理事会（旧理事での最後の理事会）
 - ⇩ 中14日あけて
- ② 定時評議員会（初の評議員会）
 - ⇩ 理事、監事選任後（同日でいい）
- ③ 新理事会（新理事の最初の理事会）
 - ⇩ 新理事長を選出する